

# 今月の視点

## マイナポータル利用の際の留意点

理事 上野 雄史

医療機関等で療養の給付を受ける際、被保険者がマイナンバーカードにより資格確認をすることが、国民健康保険法等改正（令和元年5月成立）で規定され令和3年3月に施行、同年10月20日に本格運用が開始されました。オンライン資格確認システムとは、医療機関の窓口でマイナンバーカードのICチップ又は健康保険証の記号番号等により、オンラインにて資格情報を確認する制度です。マイナンバーカードで資格確認を行うには、医療機関が、医療機関等向けポータルサイトへの登録、顔認証付きカードリーダーの設置及びネットワーク設定（システム事業者の導入作業）を行っていることと、利用者がマイナンバーカード作成及びデジタル庁が運営するマイナポータルというサイトでの保険証としての利用登録をすることが必要です。

医療機関におけるオンライン資格確認システムの導入状況は、令和4年3月27日現在、顔認証付きカードリーダーの申込数は、全国で病院78.6%（6,457/8,219施設）、医科診療所45.2%（40,363/89,367施設）、運用開始施設は、病院36.1%（2,331/8,219施設）、医科診療所9.9%（8,826/89,367施設）です。マイナンバーカードの交付率は、令和4年3月1日現在、全国で42.4%、山口県は44.1%（全国11位）、保険証としての利用登録率は、令和4年3月27日現在、全国で交付数に対し14.8%です。社会保険診療報酬支払基金が医療機関等向けポータルサイト登録済施設に対して行った「オンライン資格確認の導入状況に関する調査」で、顔認証付きカー

ドリーダーの申込を行ったが、オンライン資格確認システムの導入を行っていない理由としては、①利用する患者が少ないと思われるため、導入作業を見合わせている（約16.6%）、②通常業務が忙しく、システム事業者に相談できていない（約15.2%）、③周囲の医療機関や薬局でまだ導入されておらず、その評判を聞いてから導入したい（約13.3%）が挙げられています。

オンライン資格確認関係補助金が、「令和5年3月31日までに補助対象事業を完了させ、令和5年6月30日までに申請すること」とされていること、県内においては、システム事業者の体制が十分に整っていないこと、現時点で利用者も少ないこと等から、多くの医療機関においては、顔認証付きカードリーダーの機械のみ準備し、積極的な運用を行っていないのが現状のようです。

私自身、最近まで、マイナンバーカードの申請を行っておりませんでした。スマートフォンでの新型コロナワクチンの接種証明書アプリを利用するにあたり、マイナンバーカードが必要となり、申請を行いました。オンライン申請を行い、1か月足らずで地元の支所で受け取ることができました。手元に届き、早速、接種証明書アプリの登録を行い、続けて保険証としての利用登録も行うこととし、手順に従い登録を行いました。登録には、上述したマイナポータルというサイトでの登録が必須で、画面で表示される同サイトの利用規約に同意することが必要でした。同サイトはデジタル庁が運営するサイトという安心感もあり、利用規約は全く読むことなく同意のボタンを押し、登録

を進めました。登録は非常に簡潔にでき、マイナポイントの申請を合わせて行い登録作業を終了いたしました。登録を行うあたり、「便利な世の中になったものだ」と安易に考えていたのですが、改めて利用規約を読み込んでみると、マイナポータルサイトを利用するのに不安を感じる事項がありましたので以下に紹介させていただきます。

### マイナポータル利用規約（抜粋要約）

○利用者はシステム利用に伴って生じる個人情報（世帯、所得の情報、薬剤・医療・健診情報）の管理は自己責任であり、運営するデジタル庁に責任はないとしている。（第3条）

○地方公共団体情報システム機構に対し、住民票コードの開示請求（自治体が管理している住基ネットの個人情報を、マイナポータルに連携）すること、開示先を内閣総理大臣として開示請求ができる。（第4条一、二）

○医療保険情報表示・取得準備のために、社会保険診療報酬支払基金に対し、健康保険の被保険者番号の開示請求をすること、開示先を内閣総理大臣として開示請求ができる。（第4条五、六、七）

○健康保険証利用登録をする場合、地方公共団体情報システム機構、社会保険診療報酬支払基金に対し、システム利用者の健康保険証利用の登録の有無、登録情報確認をすること、開示先を内閣総理大臣として開示請求ができる。（第6、7、8、9、10条）

○外部事業者へのシステム利用者の登録状況を開示することができる。（第14条）

○デジタル庁は、本システムが著しく集中した場合には、本システムの利用を制限することができるものとする。（第19条4）

○デジタル庁は、本システムの利用及び利用できないことによりシステム利用者又は他の第三者が

被った損害、通信回線の障害、マルウェア感染等で生じた被害について、一切の責任を負わないものとする。（第23条 2、3）

○デジタル庁は、必要があると認めるときは、システム利用者に対し事前に通知を行うことなく、本利用規約の改正ができる。改正を行った場合はマイナポータルに公表し、公表後はシステム利用者は改正後の利用規約に同意したものとみなされる。（第24条 2、3）

マイナポータルとは、マイナンバー制度開始後、平成29年11月から本格運用が始まった行政主導のウェブサイトです（別名「情報提供等記録開示システム」）。登録にはマイナンバーカードと、登録した利用者証明用電子証明書パスワード（4桁）が必要で、毎回のログイン時にも両方が必要です。パソコン・ICカードリーダーライターもしくはスマートフォンから利用者登録を行います。マイナポータルを介してのサービスは、マイナンバーカードの健康保険証利用登録のみではなく、公金受取口座の登録・変更、薬剤・医療費・健診情報の確認、最新の健康保険証情報の確認ができます。また、国税電子申告・納税システム（e-Tax）、ねんきんネット、電波利用電子申請・届出システム等、外部サイトとの連携が可能で、各サービスを利用する場合、その情報を地方公共団体情報システム機構、内閣総理大臣（国）へ開示することを同意したこととなります。マイナポータルでマイナンバーカードを利用し各サービスを受けると、かなりの個人情報がマイナポータル上に集約され、国、自治体、外部システムへの情報提供が可能で、その情報管理はマイナポータル利用者各自の責任で、マイナポータルを運営するデジタル庁には一切の責任はないとなっております。いったん登録を行うと、将来追加設定されるサービス、利用規約についても同意したこととなります。また、利用者登録を削除しマイナポータルの利用を停止したとしても、過去に集約された個人情報の取り扱いについての規定はなく、どのように扱われるか不明です。

公的なサービスであるので、セキュリティ等に

は十分注意を払い構築されたシステムであるとは思いますが、利用にあたっては、情報管理を含め、責任は全て利用者が負わなければならないという厳しい内容のものでした。

マイナンバーカードの保険証利用は、「医療情報とマイナンバーの紐づけがなし崩し的に拡大され、医療・社会保障の抑制・削減等に活用される危険性があるのではないか」との声もあります。日医は平成31年2月の定例記者会見において、「マイナンバーが保険証になるのではなく、マイナンバーカードのICチップを用いて保険の有効性が確認できる仕組み」で、「個人単位化された保険の記号番号を用いて保険の有効性確認を行うシステムをマイナンバーのインフラを最大限活用する」制度であると強く説明しております。また、日医は、医師会員に対し、令和2年3月18日付通知（日医発第1218号）にて、マイナンバーカードを普及させたい国の計画などによって医療現場などで混乱が起これないように、また、オンライン資格確認のシステム構築等、具体的な部分に関して、国に対し働き掛けを行い、マイナンバーカードの積極的な取得及び利活用の促進を求めています。

国の方針として、「データヘルスの集中改革プラン」で①全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大、②電子処方箋の仕組みの構築、③自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大、の3つのプランが挙げられており、オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用しつつ、令和3年に必要な法制上の対応等を行った上で、令和4年度中の運用開始を目指し、効率的かつ迅速にデータヘルス改革を進め、新たな日常にも対応するデジタル化を通じた強靱な社会保障を構築することが目指されております。

私見として、社会保障制度を維持し、患者さん主体の有効、効率的な医療を提供するため、オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度を利活用していくことに異論はありません。自らマイナンバーカードを保険証として利用する際は、前述した利用規約の同意事項にあるように、利用にあたっての責任は全て自分にあるということを

認識して利用しなければなりません。また、普及しつつあるオンライン資格確認システムの利用において、自院のセキュリティ対策をしっかり構築して対応しなければならないと改めて感じました。

#### 参考資料

##### 1) 厚生労働省ホームページ

- ・オンライン資格確認の導入について  
(医療機関・薬局、システムベンダ向け)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08280.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html)

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)

##### 2) 総務省ホームページ

- ・マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について（令和4年3月1日現在）

[https://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/ko-fujokyo\\_07.html](https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/ko-fujokyo_07.html)

##### 3) 令和4年1月27日 第150回社会保障審議会 医療保険部会 資料1

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_23573.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23573.html)

##### 4) 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行 平成27年10月2日 厚生労働省資料

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000099462.html>

##### 5) 第518回中医協総会（2022年3月23日）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000213500\\_00142.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000213500_00142.html)

##### 6) 新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プランについて

令和2年7月30日厚生労働省資料  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000291687\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000291687_00005.html)